

平成27年4月1日における号給の切替えに関する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1752号

平成27年4月1日における号給の切替えに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）附則第21項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第59号。以下「一般職員給与条例」という。）別表第1行政職給料表及び市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和30年条例第61号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表第3行政職給料表（次条において「行政職給料表」という。）並びに一般職員給与条例別表第2公安職給料表（次条において「公安職給料表」という。）の適用を受ける職員の、平成27年4月1日（以下「切替日」という。）における号給の切替えに関し必要な事項を定めるものとする。

(切替日における号給の切替え)

第2条 切替日において55歳以上の職員（昭和35年4月1日以前に生まれた職員をいう。）のうち、切替日において行政職給料表5級85号給若しくは6級77号給又は公安職給料表6級85号給若しくは7級77号給を受けていた期間が24月以上となる職員その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして次条に定める職員の切替日における号給は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の2号給上位の号給とする。

(権衡上切替えの対象となる職員)

第3条 前条の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして次条に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以前（平成18年4月1日から切替日までの間に限る。以下同じ。）に給料表の適用を異にする異動をした職員であって、当該異動後の給料表を従前から適用されていたものとみなした場合に前条に規定する職員に該当することとなる職員
- (2) 切替日以前に国家公務員、一般職員給与条例若しくは市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員以外の地方公務員、公庫、公団若しくは事業団の名称を用いている法人に勤務している者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「国又は他の地方公務員等」という。）から人事交流等により引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となった者であって、国又は他の地方公務員等としての在職を一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員としての在職とみなした場合に前条に規定する職員に該当することとなる職員
- (3) 委員会の承認を得てその号給を決定された職員であって、当該号給を決定する際の計算によって、前条に規定する職員に該当することとなる職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ委員会の承認を得て定める職員

(この規則により難い場合の措置)

第4条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。